

1. 社会的要請・背景

●近年の水災害の激甚化

近年、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、想定を超える大規模な氾濫、**水害の激甚化**が想定されます。このため、施設計画を超える豪雨が発生した場合など「最悪の事態」を想定して、人命を守るとともに、社会経済被害の最小化を図るための対策を事前に検討し、準備しておくことが重要となっています。

なお、平成27年の水防法改正により、国土交通大臣又は都道府県知事は、これまでの河川整備において基本となる降雨から「**想定し得る最大規模の降雨**」を対象として、洪水予報河川・水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、指定の区域及び浸水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知することとされました。

令和元年東日本台風等では、**洪水浸水想定区域を指定していない河川において、多くの浸水被害が発生**したことから、令和3年7月の水防法改正により、洪水予報河川・水位周知河川に加え洪水による災害の発生を警戒すべき**住宅等の防護対象のある河川(その他河川)**が、洪水浸水想定区域の指定対象に追加されました。

2. 市町村におけるハザードマップ作成について

●洪水ハザードマップ作成について

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、**想定最大規模における洪水を対象とし**、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した**洪水ハザードマップ**を作成が定められており、印刷物の配布やインターネット等により、住民の方々に周知するなどが求められています。

3. これまでの作成状況について(宮城県)

●洪水浸水想定区域図作成の作成状況と今後の予定について

令和3年度は東日本台風により決壊した河川を含む38河川(仙台市内は3河川)を作成し、令和4年度出水期までに県全体で洪水予報河川3河川、水位周知河川34河川、その他河川75河川、のべ111河川の公表を予定しています。

令和4年度についても背後に防護対象となる住宅等がある河川で作成し、令和5年度出水期までに公表を予定しています。

また、ハザードマップの基礎資料として活用が可能な氾濫推定図について、国で作成する105河川についても、令和7年度までに公表予定としています。

4. 令和3年度作成河川(仙台市内)

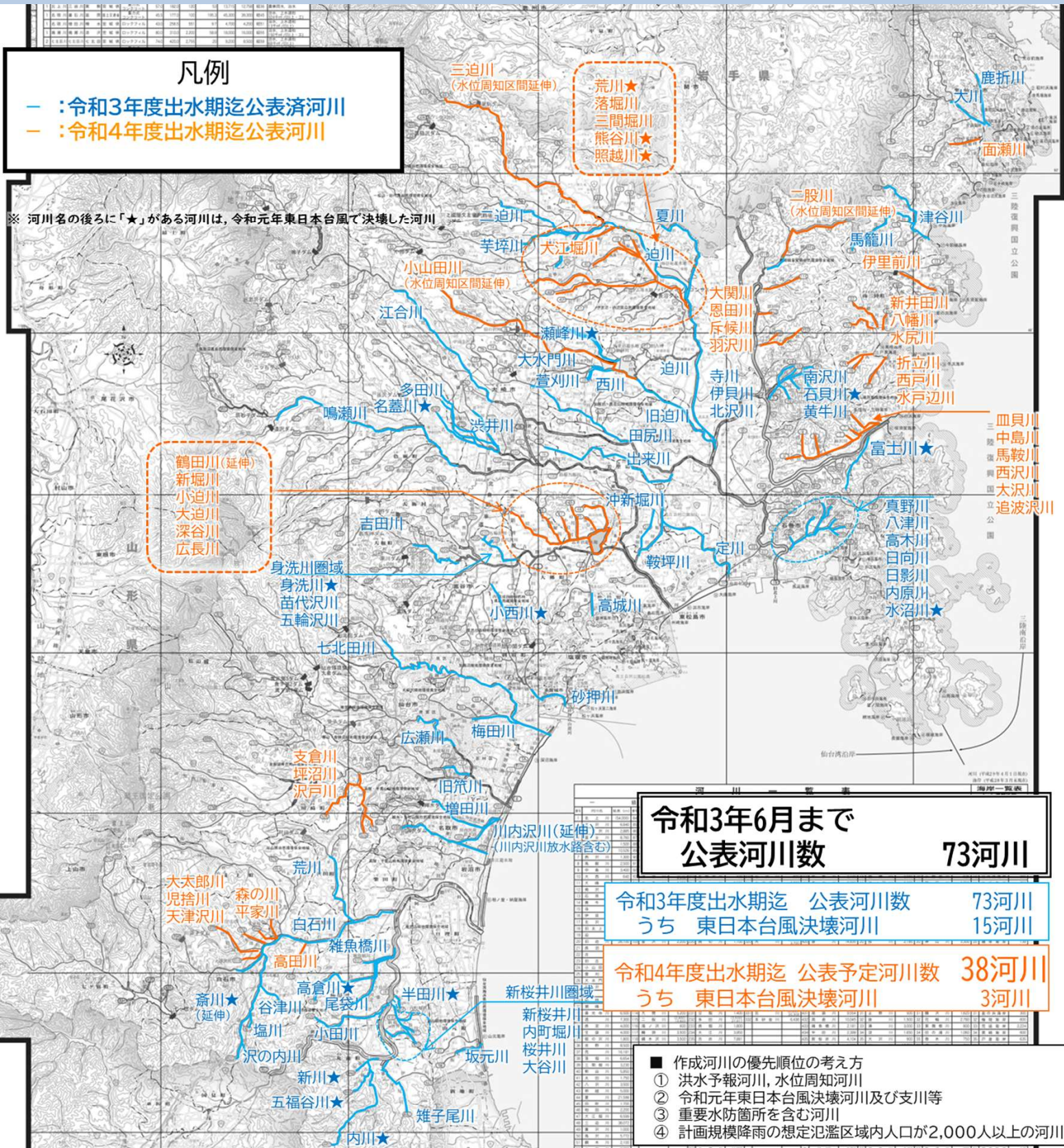


洪水浸水想定区域図作成河川

凡例

- : 令和3年度出水期迄公表済河川
- : 令和4年度出水期迄公表河川

※ 河川名の後ろに「★」がある河川は、令和元年東日本台風で決壊した河川



令和3年6月まで
公表河川数 **73河川**

令和3年度出水期迄 公表河川数 **73河川**
うち 東日本台風決壊河川 **15河川**

令和4年度出水期迄 公表予定河川数 **38河川**
うち 東日本台風決壊河川 **3河川**

- 作成河川の優先順位の考え方
- ① 洪水予報河川, 水位周知河川
 - ② 令和元年東日本台風決壊河川及び支川等
 - ③ 重要水防箇所を含む河川
 - ④ 計画規模降雨の想定氾濫区域内人口が2,000人以上の河川

- 近年の水災害の激甚化
- 作成目的: 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し, 又は浸水を防止することにより, 水害による被害の軽減を図ること
- 施設計画を超える豪雨が発生した場合など, 「最悪の事態」を想定して人命を守るとともに, 社会経済被害の最小化を図るための対策を事前に検討し, 準備しておくことが必要
- 水防法改正の概要(H27.5改正)
- 現行の河川整備の将来目標とする計画規模降雨の洪水浸水想定区域から, 「想定し得る最大規模」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の公表を位置づけ
- 水防法改正の概要(R3.5改正)
- 洪水予報河川及び水位周知河川に加え, 一級河川や二級河川のうち, 住宅等の防護対象のあるものについて指定対象に追加し, 水害リスク情報の解消を目指す

○ 令和4年度の出水期までに, 東日本台風決壊河川の18河川全てで洪水浸水想定区域図を作成。(令和3年度完了)
○ **公表河川数の合計 R4.5月末 111河川(予定) (R4年度公表分38河川を追加) ※重複を除く河川数**

令和元年東日本台風の被害を受け, 水害リスク情報空白地の解消に向けて加速化